

韓国知的財産ニュース 2019年8月後期

(No. 397)

発行年月日：2019年9月3日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許、カンボジアでそのまま認められる
- 2-2 中小・ベンチャー企業資金調達へのオアシス、IP担保貸出が活性化
- 2-3 特許ビッグデータ分析で、技術自立および日本の輸出規制を打開
- 2-4 夏より熱い、特許訴訟の弁論競演の現場に
- 2-5 特許庁、日本の輸出規制に対応し、知財権の支援組織を拡大改編
- 2-6 特許庁長、二次電池組立設備の強小企業を訪問
- 2-7 「第7回大韓女性科学技術人会と特許庁共同の知財権アカデミー」を開催
- 2-8 素材・部品・設備の輸出規制に対応する「研究開発中心の根本的解決」を推進
- 2-9 特許庁、革新的で情熱的なIPスタートアップを育成
- 2-10 特許庁、自治体と知的財産政策のコミュニケーションを強化！
- 2-11 特許庁、製薬産業の競争力強化のために薬大生向けの教育課程を開設
- 2-12 特許庁、素材・部品・設備分野の中小企業の現場を訪問
- 2-13 日韓素材部品設備の戦争、「特許」が勝敗を分ける

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、産業財産権紛争調停委員会の紛争解決の効果ありあり
- 3-2 特許庁、偽造商品の摘発2位は健康食品…1位は

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標にもアイドルの風！
- 4-2 都市漁夫の人気で、釣り用品のデザインも増加
- 4-3 デザイン権利保護はこのように！

その他一般

- 5-1 車両の全面ガラス、カーナビゲーションに進化する

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 韓国特許、カンボジアでそのまま認められる

韓国特許庁（2019.8.18）

両国の特許当局が MOU

韓国で登録された特許効力が外国でそのまま認められる、初めての協力プログラムがカンボジアで施行される。

韓国特許庁長は、8月16日午後、カンボジア・プノンペンの工業手工芸省で、同省先任長官と、特許効力認定協力了解覚書（MOU）を締結した。

このプログラムは、11月1日付で施行される予定であり、韓国で特許を登録した後、この特許に関する効力認定申請、証憑書類提出などの簡略な手続きを現地で進めれば、3ヵ月以内にカンボジア特許を獲得することができる。

カンボジアには、2010～2018年まで、韓国の出願人が30件余りの特許を出願したが、現地の特許審査インフラ不足などのいくつかの理由で、審査が遅延され、現在まで登録された件は、たった1件も無い状態である。

今回の特許効力認定協力プログラムの施行は、カンボジアに進出しようとする韓国企業の迅速な特許権確保を可能とさせ、現地のビジネス環境の予測可能性を大きく高める見通しである。

これに先立ち、韓国特許庁長は、8月15日に知財権保護分野の責任を負っているカンボジア商業省次官と知財権保護・商標・情報化などの様々な分野を網羅した包括協力MOUを締結した。

韓国特許庁長は、「韓国に対する特許効力の認定は、韓国の技術と特許行政に対する国際社会の高い評価があるからこそ可能となった」とし、「2つのMOUを迅速に履行し、現地に進出した韓国企業の商品とサービスに対する強力な保護を実現するつもり」と明らかにした。

2-2 中小・ベンチャー企業の資金調達へのオアシス、IP担保貸付が活性化

電子新聞 (2019. 8. 20)

知的財産 (IP) の担保貸付の規模が、民間銀行の積極的な参加により、大きく増加し、中小・ベンチャー企業の資金不足にオアシス的な存在になりつつある。

特許庁は、2019年6月末を基準にIP担保貸付の残額が4,044億ウォンとなり、3月末基準の3,133億ウォンに比べ、29%増加したと、8月20日に明らかにした。

特に、民間銀行のIP担保貸付の残額は、3月まで14億ウォンに過ぎなかったが、6月を基準に793億ウォンまで急増した。

特許庁が上半期の実態把握のためにIP担保貸付を受けた企業54社を対象に、電話調査を行った結果、信用レベルが高くない企業も多数、貸付を受けた。

また、信用貸付に比べ、低い優遇金利で貸付を受けるなど、IP担保貸付が、中小・ベンチャー企業の資金調達に役立っていることが分かった。

既存の信用を中心とした与信基準では、資金調達が困る大半の企業が、貸付の恩恵を享受したのである。

調査企業の信用レベルは、最低 B-レベルから、最高 BBB+レベルまで分布されており、このうち、信用レベルが高くない BB+レベル以下の企業に対する貸付が 49 社となり、90.7%を占めた。

中小・ベンチャー企業は、信用貸付比 0.5~2%ポイントの金利優遇を受け。また、不動産担保が、すでに取りられていることにより、貸付が難しかったが、特許権を担保とし、貸付の余力が上げられた事例もあった。

特許庁長は、「実態調査の結果、IP 担保貸付が、金利優遇、信用補強、貸付余力の引上げなど、中小・ベンチャー企業の資金調達に寄与していると、評価される」としつつ、「市中銀行の IP 担保貸付が実施初期段階であるだけに、IP 担保貸付が信用を中心とした貸付にならないよう、需要企業の意見を受け入れ、制度改善など、IP 金融の活性化に向けての政策的支援を惜しまないつもり」と述べた。

2-3 特許ビックデータ分析で、技術自立および日本の輸出規制を打開

韓国特許庁 (2019.8.23)

韓国特許庁長、「日本の輸出規制による中小企業懇談会」を開催

特許庁は、23 日（金曜）午後 3 時、京畿テクノパーク（京畿道安山市）で、ホワイト国除外などの日本の輸出規制対応に関連し、「素材・部品および設備関連中小企業隘路事項聴取現場疎通懇談会」を開催する。

<懇談会の開催概要>

- (1) 日時・場所：2019 年 8 月 23 日（金曜）15 時 00 分～16 時 45 分・京畿テクノパーク 2 階、中会議室（京畿道安山市）
- (2) 参加者対象：総 16 名程度
 - ・（特許庁）庁長、産業財産政策局長、地域産業財産課長
 - ・（中小企業）素材・部品・設備関連企業 12 社
 - ・（関係機関）韓国発明振興会常勤副会長

主な議論事項：日本の輸出規制による企業の隘路事項を聴取し、知財政策に対する競争力強化策を議論

今回の懇談会は、最近の日本の輸出規制以降、韓国の素材・部品および設備関連中小企業が、現場で経験している隘路を把握し、建議事項を聴取し、最適の知財支援政策を推進するために開催された。

懇談会には、素材部品の国産化 100 大品目である「半導体テストソケット（※）を開発し、国産化に成功、年間 100 億ウォン以上の輸入代替効果を予想している㈱イノグローバル代表など、素材・部品および設備分野において国産化に取り組んでいる 12 の中小企業が参加する。

※日本企業（山一電機、エンプラス、センサータ）が、1 位から 3 位までシェアを占めている技術として、日本から輸入されるテストソケットは、業界推定で 500～700 億ウォン

特許庁は、日本の輸出規制発表以降、対日輸出規制対応タスクフォースを構成し、代替技術確保など、国産化が急がれている戦略品目に対し、特許分析を支援するなど、特許基盤の研究開発戦略支援を拡大していく予定である。

特許庁長は懇談会で、「対外依存度が高い素材・部品および設備分野に対する特許ビッグデータ分析を通じ、重要品目に対する代替技術の確保を積極的に支援する」と強調しつつ、「素材・部品設備分野の企業が知財を基盤に技術競争力を強化し、技術自立化を叶えるよう、重要特許の対応戦略樹立支援および素材・部品設備関連事業の促進策などを積極的に推進する」と、明らかにした。

2-4 夏より熱い、特許訴訟の弁論競演の現場に

韓国特許庁（2019. 8. 26）

特許法院・特許庁、第 6 回特許訴訟の弁論競演大会を共同開催

特許庁と特許法院は、8 月 26 日午前 11 時、法学専門大学院の学生が模擬裁判を通じて実力を競う、「第 6 回特許訴訟の弁論競演大会」を特許法院（大田市西区）で開催することを明らかにした。

特許法院と特許庁が共同で主催し、法学専門大学院協議会が後援し、韓国発明振興会が主管する本大会の目的は、知的財産権に関する紛争が持続的に増えているなかで、未来の法曹人に特許訴訟の実務を体験できる機会を与え、関連分野での実務能力を備えた未来の法曹人を育成することである。

大会の進め方は、特許法院の判事と技術審理官、特許審判院の審判官が出題した、特許訴訟および商標訴訟の各事例型問題について、参加者が弁論のための準備書面を作成・提出し、弁論期日として想定された大会本選では、既に提出された準備書面を基にして裁判部に自分の主張を説得力のある形で伝え、相手の主張を効果的に反論するための弁論競演を披露することとなる。

一方、大会を控え、6月1日には、特許法院で特許・商標訴訟の実務を始めて経験する法学専門大学院の学生のための、大会説明会および事前教育が実施された。大会説明会および事前教育では、前年度の特許庁長賞受賞者のノウハウの共有と、特許法院判事の特許・商標訴訟の主要争点についての講義および弁論時の注意事項の案内などが行われた。

今年の大会には、全国の25の法学専門大学院の中、14の大学院から45チームが申請し、書面審査を通して24チーム（特許分野16チーム、商標分野8チーム）が本選進出チームとして選抜され、8月26日特許法院の法廷で、本選の模擬弁論を通して受賞者が決定される。大会の受賞者は、特許法院の判事と技術審理官で構成された裁判部が、各参加チームの弁論レベルを総合的に評価して選抜される。

弁論競演者の中、各分野の上位2チームには、それぞれ特許法院長賞、特許庁賞と賞金400万ウォンが授与されるなど、総賞金4,000万ウォンが与えられると共に、上位6チーム（特許4チーム、商標2チーム）には特許法院の深化研修の機会が与えられる。

特許法院と特許庁は、この大会が、知的財産権分野の実務能力を備えた法律家の育成に貢献し、さらには今後、国民と企業に高水準の知的財産権の法律サービスを提供する礎になることを期待している。

2-5 特許庁、日本の輸出規制に対応し、知財権の支援組織を拡大改編

韓国特許庁（2019.8.26）

特許庁は、日本の輸出規制に係り、知財権の対応戦略を体系的に支援すべく、既存の輸出規制タスクフォースを拡大改編し、26日午後3時、政府大田庁舎にて「輸出規制対応知財権支援団（団長：特許庁次長）」の発足式を開催する。

特許庁は、輸出規制の措置が発表された7月4日から、輸出規制の重要品目に関連した企業支援のために、「輸出規制タスクフォース」を稼働してきた。

特許庁は、今後、関係機関（※）を含む「輸出規制対応知財権支援団」として拡大改編し、全国の23の「地域知識財産センター」を通じて、日本の輸出規制関連知財権隘路・建議事項を受け付ける。

※特許戦略開発院、発明振興会、知識財産保護院、特許情報振興センター

現場で、知財権の隘路・建議事項が受け付けられると、「輸出規制対応知財権支援団」は、解決策を講じ、企業の隘路を解消する計画である。

まず、代替技術の迅速な研究開発のために、特許分析・戦略支援を要請する企業に対しては、基礎的なIPコンサルティング、特許対応戦略などを提供し、また、IP R&D 戦略支援などの支援事業を選定する際に優遇する。

また、IP 金融などを通じ、事業化資金を支援し、大学・公共研究機関の優秀特許が関連中小企業に移転されるよう、支援する。

加えて、特許紛争に巻き込まれるか、または紛争の恐れがある中小企業には、公益弁理士、特許紛争コンサルティングなども支援する予定である。

一方、輸出規制関連知財権の支援が必要な中小企業は、「素材部品需給対応支援センター」、または全国の23の「地域知識センター」を通じ、隘路・建議事項を受け付けることができる。

輸出規制対応知財権支援団長（特許庁次長）は、「素材・部品・設備分野の対日依存度を改善し、迅速な代替技術の開発を通じ、国産化を叶えるためには、特許分析が必須である」とし、「これを契機に、素材・部品・設備分野において、グローバル競争力を持つ知財権における強小企業が育成できるよう、可能な限りすべての支援を提供する」と述べた。

2-6 特許庁長、二次電池組立設備の強小企業を訪問

韓国特許庁（2019.8.27）

特許庁長は、8月27日（火曜）午前10時、忠北清州（チョンジュ）市に所在する、二次電池組立設備の製造企業である（株）エムプラスを訪問し、素材・部品・設備分野の中小企業現場で意見を聴取する時間を設ける。

<現場訪問概要>

- (1) 日時および場所：2019年8月27日（火曜）10時00分（株）エムプラス（※）忠北清州
- (2) 訪問目的：素材・部品分野の優秀特許への投資成果の点検、知財権に対する苦情の聴取など

※パウチ状の二次電池組立工程の設備を製造/供給する中小企業

今回の訪問は、日本のホワイトリストからの除外措置により、素材・部品・設備企業の競争力強化が重要課題となっている中、特許を基に資金投資を受けて海外に進出した企業の現場を訪れ、苦情を聴取し、改善方策を講じるために行われた。

（株）エムプラスは、パウチ状の二次電池（※）組立設備分野において、全工程を一括生産・供給できる世界唯一の強小企業であり、特許庁が出資したファンド・オブ・ファンズ特許アカウントのファンド（※※）を通じて2016年20億ウオンの投資を受けた。

※円筒状、角状の二次電池→パウチ状の二次電池（多様な大きさおよび形状の製造が可能で、角状に比べて価格が低く、軽いため電気自動車に特化している）

※※大徳インベストメント（株）融合技術投資組合

パウチ状の二次電池組立工程は5段階（※）で構成されているが、海外の主な大企業を含む競争会社は、3段階だけを供給できる一方、（株）エムプラスは5段階全体を生産・供給できる技術を保有している。日本といった技術リーダーの製品を代替できるだけでなく、新技術を開発できる潜在力を持っている。

※①Notching（ロール形態の極板を単板の極板の形態にする工程）、②Stacking（単板の極板を積む工程）、③Tab Welding（電流を一つのところに集める工程）、④Packaging（電池を包み密封する工程）、⑤Degassing（ガスの不純物を取り除く工程）に構成

（株）エムプラスは、研究開発および特許戦略を通しての技術の優位を確保しており、それを基に国内の大企業への納品および中国市場の進出に成功した。また、売上・雇用増加を基にコスダックにも上場するなど、勢いを増している。

特許庁は、2006年からファンド・オブ・ファンズ特許アカウントに出資し、ベンチャーキャピタルの優秀な特許を保有している企業を発掘し、投資するように支援している。

投資家である大徳インベストメント（株）は、2013年ファンド・オブ・ファンズ（特許アカウント）から60億ウォンの出資を受け、ファンズをつくり、（株）エムプラスの特許を高く評価して2016年に20億ウォンを投資した後、コスダック上場を通して資金を回収することができた。

特許庁長は、「部品・素材・設備分野において、日本など先進国の技術を代替し、新技術の開発を通じて特許で保護される強小企業が、持続的に登場しなければならない」とし、「今後も、（株）エムプラスのように素材・部品・設備企業が、特許を基に資金を調達して成長するよう、知的財産に対する金融支援を拡大する計画だ」と述べた。

2-7 「第7回大韓女性科学技術人会と特許庁共同の知財権アカデミー」を開催

韓国特許庁（2019.8.27）

特許庁は、大韓女性科学技術人会（注1）と8月27日（火曜）午後4時、KAIST 学術文化館（大田市儒城区）で、「第7回大韓女性科学技術人会と特許庁の知財権アカデミー」を開催することを明らかにした。

大韓女性科学技術人会と特許庁は共同で、2014年から毎年、女性科学技術人が専門家と知識を共有し、知的財産権の保護および活用に関する情報を交換できる機会を与えるため、知財権アカデミーを開催している。

今回のイベントは、女性科学技術人とKAISTの電気および電子工学部が参加し、特許庁の「国家イノベーション発展のための知識財産生態系の革新戦略」と、特許ビッグデータによる特許動向および対応技術を導出した結果を共有する場である。

特許ビッグデータを基にする産業診断は、特許ビッグデータを用いた特定の技術分野を深層分析し、分析された資料を基に、特定の技術分野から未来に産業の成長エンジンになる可能性がある有望技術を導き出すことで、国家R&Dの方向を提示することができるようにする政策である。

特許庁は、特許ビッグデータ活用産業診断政策をディスプレイ分野に適用し、LCD、OLED、マイクロLEDおよび量子ドット技術を分析したところ、OLED以後のディスプレイ産業の成長エンジンとしてのマイクロLEDの可能性を確認し、次世代ディスプレイのR&D方向を提示したことがある。

今回のイベントは、女性科学技術人とKAIST学生に、特許ビッグデータ活用産業診断政

策の具体的な実行過程を詳しく紹介することで、研究員が技術開発をする時に、特許ビッグデータの活用および分析を最優先にして、研究開発の方向を決定することにおいて助けになることを期待している。

また、今回のイベントでは、国民生活に悪影響を及ぼす PM2.5 に関する問題を、特許技術を利用して解決するための方策も紹介された。特許庁は、韓国、米国、欧州、中国および日本で、過去 20 年間に公開された PM2.5 に関する特許 9 万件あまりを分析し、PM2.5 関連の特許動向および先進国の対応戦略を調査した。

PM2.5 を削減するための特許技術の活用に関する講演では、研究員が PM2.5 に関する各国の特許情報を得ることができ、先進諸国の技術開発の結果をベンチマーキングできるだけでなく、今後の研究開発戦略の樹立費用と期間が大きく減ることが予想される。

大韓女性科学技術人会長は「今回のイベントは、女性科学技術人の知的財産生態系への理解を高め、未来の科学技術者と意見交換できる場となっており、意義がある」と述べた。

特許庁長は、「女性科学技術人と未来の科学技術開発の主演である KAIST 学生たちが、特許庁の知識財産生態系のイノベーション戦略を通じて、知識財産中心の研究開発を行い、産業競争力を強化する生態系の中で研究実勢によって確保した知識財産が保護され、価値を認められる雰囲気を作ることで、産業発展に貢献することを期待し、今後も、大韓女性科学技術人会との活発な交流を通じて、相互協力が活発に行われることを期待している」と述べた。

(注 1) 大韓女性科学技術人会は 1993 年の設立以来、大学と出捐研究院、公共機関および企業など多様な機関で活動している約 1,780 人の理工系女性科学技術人（博士学位の取得者 72%）が会員として登録している韓国初の女性科学技術人専門団体である。

2-8 素材・部品・設備の輸出規制に対応する「研究開発中心の根本的解決」を推進 韓国特許庁 (2019. 8. 28)

重要源泉技術の自立能力を強化するための

「素材・部品・設備の研究開発への投資戦略およびイノベーション対策」を発表

科学技術情報通信部（以下、科技情通部）をはじめ、関係部処は 8 月 28 日に国務総理の主宰で「日本輸出規制対応の拡大に関する関係長官会議 第 7 回科学技術関係長官会議」

を開催し、重要技術の自立能力を確保するための「素材・部品・設備の研究開発への投資戦略およびイノベーション対策」(以下、イノベーション対策)を確定したと発表した。8月28日は、日本が韓国をホワイト国家(ホワイトリスト)から除外する閣議決定の施行日である。

今回のイノベーション対策は、8月5日に政府が発表した「素材・部品・設備の競争力強化対策」と連携し、研究開発(R&D)を通じて、主要品目の対外依存度の根本的問題を解決し、重要源泉技術の先取りを図るために策定された。

今回のイノベーション対策は、研究開発を中心に、主要品目の技術的自立のための政府施策を含んでおり、主な内容は下記のとおりである。

1. 主要品目別の精巧な対応戦略の樹立

日本の輸出制限の懸念がある主要品目を深く分析し、関係部処と専門家の検討を通じて、主要品目別の精巧な研究開発の対応戦略を設けて実施する。日本が輸出制限措置を取った、7月初めから100+ α の主要品目に対する診断を、関係部処が共同で進めており、今年中に全体の主要品目の診断をまとめる計画である。主要品目別の対応戦略は、国内の技術水準と輸入の多角化の可能性を基準に、類型別特性を考慮して樹立している。

(1) 技術水準↑、輸入多角化↑

国内の技術水準が高く、輸入多角化の可能性も高い主要品目は、グローバル化を目指す技術開発に集中する。

(2) 技術水準↓、輸入多角化↑

国内の技術水準は低いですが、輸入多角化の可能性が高い主要品目の場合は、短期的には代替品の早期の工程投入を支援して、中長期的には源泉技術の確保に注力する。

(3) 技術水準↓、輸入多角化↓

国内の技術水準と輸入多角化の可能性がいずれも低い主要品目の場合は、従来のサプライチェーンを乗り越えられる重要源泉技術を確保し、韓国主導の新しい者を作り出し、産業構造のパラダイムの転換を図る。

(4) 技術水準↑、輸入多角化↓

国内の技術水準は高いが、輸入多角化の可能性が低い主要品目については、供給企業と需要企業が協業する商用化の研究開発を重点的に支援する。

2. 特別委員会の設置

大統領の直属機構である国家科学技術諮問会議の所属として、主要品目の管理を総括的に担当する官民共同の「素材・部品・設備技術の特別委員会」（以下、特別委員会）を設置する。特別委員会は、主要品目のリスト化、素材・部品・設備の研究開発政策の樹立を支援し、予備妥当性調査で優遇措置を受けられる主要品目の事業に対する、事前検討・審議を行う。

3. 投資拡大

主要品目に対する研究開発投資を大幅に拡大して、2020年から2022年までの3年間、合計5兆ウォン以上を早期に集中投入する。主要品目に関する事業の予算は、支出の構造調整の対象から外し、サンセット方式もサンセット措置も免除する。

4. 速やかな制度的支援

国家研究開発制度を迅速に改善し、素材・部品・設備の競争力の向上を支援する。早急な対応が必要とされる主要品目に関する、素材・部品・設備事業の予備妥当性調査は、「素材・部品・設備の技術特別委員会」の事前検討・審議を経て、例外的に経済性評価を費用効果（E/C）分析に代替し、また、一事業の進めの可否を最終決定する総合評価には、多数の現場の専門家が参加するように制度を改善する。

迅速な研究開発の推進のために、政策指定（Fast track）課題（※）の推進根拠を制度化し、需要企業（大企業、中堅企業）の参入を促すため、研究費のマッチング比重を中小企業並みに下げて適用する計画である。主要品目の事業に対する成果評価は、従来とは異なり技術事業化の実績、需要企業の購買量など、実用性の指標を中心に評価し、産業界とのギャップを縮めていく。

※中央行政機関の長が、特定の政策目標を達成するために、主観の研究機関を指定し研究開発を進める課題

5. 研究力量を総結集、3N+R

国家主導で、産学官の研究開発能力を総動員し、体制を構築する。

（N-LAB）主要品目の技術開発を安定的に進め、必要時の緊急研究を遂行できる国家研究室（N-LAB）を指定して運営する。

（N-Facility）主要素材・部品の商用化開発の為に、主要テストベッドの研究施設をN-Facilityに指定して、KAIST敷設のナノ総合技術院には、国家施設としては初めて12インチウェハの工程施設を構築する。

(N-TEAM) 開発の隘路解消と国外の動向をリアルタイムで把握するため、主要品目別国家研究協議体 (N-TEAM) を運営する。

中央政府レベルの 3N (N-LAB、N-Facility、N-TEAM) に研究開発特区、産業融合地区、国家イノベーションクラスターなど、地域のインフラと重要能力を集める。

6. 研究情報統合の活用

国家研究開発の投資分析システムである R&D PIE (※) と、特許分析結果を活用した主要品目分析情報を、研究現場に適期に提供することで研究開発企画の高度化を支援し、主要品目に対する研究開発の空白領域を、事前に確認して対処できる体系的投資システムを構築する。あわせて、現在に構築している全部処「研究支援システム」の構築時期を、2021 年下半期から上半期に繰り上げて、主要品目に対する研究開発情報分析サービスを試験的に提供する。

※ (R&D PIE) R&D Platform for Investment & Evaluation : R&D だけでなく、人材養成、制度改善、主要政策などを一つのパッケージの形に構成して支援する R&D 投資分析システム

政府は、今回の日本の輸出制限措置を災い転じて福となすチャンスとし、素材・部品・設備の研究開発に対する戦略的投資とプロセスのイノベーションを通じて、素材・部品・設備の対外依存度を乗り越え、国家成長の基盤を拡充していく計画である。これと共に、主要品目事業の成果を高めるため、主要品目事業の仕組みを体系的に見直し、事業推進実績を徹底点検することで、予算拡大による非効率的な要素を事前に取り除く計画だ。

2-9 特許庁、革新的で情熱的な IP スタートアップを育成

韓国特許庁 (2019. 8. 28)

「第 2 回 IP スタートアップロードデー」

8 月 27 日 (火曜) 13 時 00 分～18 時 15 分、大田創造経済革新センター9 階

特許庁は、8 月 27 日午後 1 時大田創造経済革新センターで、優秀な IP を保有している有望のスタートアップを発掘し投資につながるようにするため、「第 2 回 IP スタートアップロードデー」を開催する。

首都圏に次いで二回目に開催される今回の大会は、忠清道・湖南・済州地域の創業者および創業7年未満のスタートアップを対象に、知的財産の重要性を周知させ、知的財産（IP、Intellectual Property）を基に、投資を受ける機会を設けるために行われた。

前回の大会で受賞したスタートアップ8社は、信用保証基金およびVC（※）投資家から約32億の投資を受ける予定であり、今回の大会では13日間（7月10日（水曜）～7月22日（月曜））の公募を通じて、最終の75社が申請書を提出するなど、スタートアップの関心の高さがうかがえた。

※ベンチャーキャピタル（Venture Capital）：ベンチャー企業を対象に株式投資の形で投資する企業または企業の資本

1次書類審査で10社を選別し、2次発表審査では最終5社を選抜、革新的で情熱的な大会のために、ワイルドカードおよび敗者復活戦を行い、最終の7社を追加選抜する予定である。

最終本選に選ばれたスタートアップ12社には、創業振興院、中小企業ベンチャー振興公団、VC投資、信用保証基金など、多様な機関からの投資誘致の機会を与える計画である。これと共に特許庁では、「特許バウチャー、IP価値評価および賞金」を提供し、公共機関の相談ブースも運営する予定だ。

特に、SKテレコム、POSCO、KOBACO、（株）韓国エンジェル投資協会で、自社の創業プログラムおよび広告映像制作権も支援する予定である。

知的財産は、スタートアップが創業当初から備えなければならない重要な要素（※）であり、知的財産（IP）を確保できないスタートアップは、後発者による技術奪取、製品コピーなどの紛争が発生（※※）する可能性があり、企業の生存が困難になるかもしれない。

※スタートアップの成長可能性は、特許を保有していると未保有の場合に比べ35倍増加、創業1年以内に商標権を登録すると、未保有の場合に比べ5倍増加する（MIT Innovation Initiative、2016）

※※米国のVC投資スタートアップのうち70%が特許紛争を経験しており、58%が特許紛争による深刻な経営危機を経験した（2013. Feldman）

それにもかかわらず、国内スタートアップは知的財産を保有することについて、費用だけを考えている。スタートアップのうち、特許なしに創業した企業は41%で、IPを1件も保有せずに創業したスタートアップは25%に達し、特許紛争による深刻な経営危機の危険に直面しており、これに対する支援（IPの確保）が重要である。

※全体の41/93/87/48%のスタートアップが、特許/実用新案/デザイン/商標なしに創業（2016. 韓国のスタートアップ生態系白書）

特許庁長は「IPロードデーが未来の新産業の基盤となる素材・部品・設備および第四次産業分野において、革新的なアイデアを持つスタートアップを発掘・育成し、技術強国を果たすための土台にする機会の場合になると見込んでいる」と述べた。

2-10 特許庁、自治体と知財政策のコミュニケーションを強化！

韓国特許庁（2019. 8. 28）

第11回地域知識財産政策協議会の開催

特許庁は、中央-地方政府間の政策のコミュニケーションと協力強化のために、8月29日（木曜）午後2時にフェニックスチェジュ（済州島西帰浦市）で「第11回地域知識財産政策協議会」を行う。

知財のビジョンおよび発展方向を共有し、コミュニケーションするため2013年から開催されてきた「地域知識財産政策協議会」は今回で11回目を迎える。

今回の知識財産政策協議会では、特許庁、韓国発明振興会と17の広域自治体の知財担当者、そして地域知識財産センターを総括している17の地域知識財産センター長など、地域の知財専門家50人あまりが一堂に会し、効果的な地域の知財事業の運営方策を共有する。

特に、この場を通じて、地域知識財産センターの効率的な運営方策、地域の知財の発展方向、知財基盤創業の活性化など、地域の知財政策の方向を議論し、知財に関する隘路事項に対しその解決策を模索する。

また、グローバルIPスタートアップの優秀事例を共有・伝播し、「中小企業の知識財産経営」特講を通じて、地域の中小企業成長の知財の重要性に対する認識を向上し、IP基盤中小企業の支援のために公務員と緊密な政策コミュニケーションの場を設ける。

特許庁次長は、「第四次産業革命と日本の輸出規制に対応するためには知財がとても重要である」とし、「地域企業の成長と素材・部品・設備分野の対日依存度を改善するためには特許庁、自治体および地域の知識財産センターが共に努力し、シナジー効果を発揮することが重要である」と述べた。

2-1-1 特許庁、製薬産業の競争力強化のために薬大生向けの教育課程を開設

韓国特許庁 (2019. 8. 28)

特許・許可・薬価制度に関する統合教育を実施

特許庁は、保健福祉部（以下「福祉部」）および、食品医薬品安全処（以下「食薬処」）と共に、第四次産業革命時代でグローバル競争力を備えた製薬産業の専門人材を育成するために、「製薬産業の競争力強化のための薬大生向けの教育課程」を8月29日（木曜）から8月30日（金曜）の間、国際知識財産研修院（大田市儒城区）で実施することを明らかにした。

特許庁は薬大生を対象に、知的財産に関する教育課程を運営（※）してきたが、製薬産業の専門人材を育成するために特許以外の制度についての教育も必要だと判断し、福祉部と食薬処に協力を求め、特許・許可・薬価制度を網羅する、医薬分野に特化した教育課程を一緒に作ることに合意し、今回の教育課程を開設した。

※韓国薬学教育協議会と薬学大学知的財産の能力強化および特許行政の実務実習の支援に向けた実務協約を締結し、2016年から知的財産教育過程を運営

二日間行われる今回の教育は、35の薬大5、6年生50人を対象に、(1) 特許法一般（国際知識財産研修院）(2) 医薬発明の出願および審査（特許庁）(3) 医薬特許の存続期間延長制度の概要および手続き（特許庁）(4) 医薬特許紛争および訴訟事例（特許庁）(5) 医薬品許可 - 特許連携制度の概要（食薬処）(6) 薬価政策および実務（福祉部）などの内容で行われる予定である。

特に、薬大生に「特許・許可・薬価」に関する統合教育を提供し、卒業した後、上述の教育を修了した薬大生が未来の成長エンジンである新薬を開発し、製品化のために必要な各種の制度について理解を深め、専門能力を強化させるための教育プログラムを設けた。

特許庁薬品化学審査課長は、「教育に参加した薬大生らが、韓国の製薬産業の競争力強化に寄与することを期待しており、今後も、製薬産業を率いる人材育成に貢献するために持続的に教育を運営する予定である。特に今回の統合教育は、関連部処間の協業の模範事例となる」と述べた。

2-12 特許庁、素材・部品・設備分野の中小企業の現場を訪問

韓国特許庁 (2019. 8. 30)

特許庁輸出規制対応知財権支援団長、8月30日(金曜) 済州市(株) ビケイバイオを訪問

特許庁次長は、8月30日(金曜) 午前10時30分、バイオ素材製造企業である(株) ビケイバイオ(済州市舊左邑)を訪問し、現場の意見を聴取する時間を設ける。

今回の訪問は中小企業の素材・部品の競争力強化のため、バイオ素材分野で優秀な技術力を備えた中小企業の意見を取りまとめ、支援対策を講じるために行われた。

(株) ビケイバイオはパルスエネルギー技術(※)を保有している韓国唯一の企業で、この技術を利用した食品・製薬・化粧品原料用のバイオ素材を研究開発し、生産する企業である。

※加熱処理による栄養素の損失を防ぐ最新の食品加工技術

(株) ビケイバイオは2016年から2018年まで、特許庁のグローバルIPスター企業育成(※)事業の支援を受け、2016年に米国と日本で特許を出願し、2018年には中国で商標を出願し中国市場への進出も成功した。

※グローバルIPスター企業育成：地域別に輸出有望中小企業を選定し、企業の必要に応じて3年間知財権を総合支援

特許庁次長は「素材・部品・設備分野における、日本依存品目の代替技術の研究開発を速やかに進める必要がある」とし、「輸出規制関連の知財権支援を必要とする中小企業には、基本的なIPコンサルティング、特許対応戦略などを提供し、IP-R&D戦略支援、中小企業即時支援など支援事業の選定時に優遇するなど、最大限の支援を行うつもりである」と述べた。

日韓素材・部品・設備戦争で、特許戦略が勝敗を分ける重要変数として浮上した。主力産業におけるコア技術の自立化の過程で、特許戦略なしには特許紛争に巻き込まれ、投資成果を上げにくいという分析である。企業の生涯周期別の特許対応策を立て、大胆に投資すべきだという指摘である。

特許庁、電子新聞が8月30日ソウル COEX で開催した「再来した特許戦争：グローバル貿易紛争時代、知財保護戦略」カンファレンスに参加した専門家は、特許観点の技術開発システムの定着を強調した。

特許観点の R&D・事業化に主力

韓国技術取引社会首席副会長は特別講演で、韓国を対象にした日本の輸出規制品目であるフッ化水素を例に挙げて、特許観点の研究開発 (R&D)、事業化戦略の構築を訴えた。

副会長によると、日本は1989年以後30年間、年平均で約180件のフッ化水素関連特許を出願した。累積特許出願件数は約40万件で、韓国を遥かに上回る。フッ化水素の精製、フッ素系化合物関連技術における日本の出願件数も韓国の約2倍である。出願人別にみても、日本人が世界の46%を占めている一方、韓国は8%である。

副会長は「日本のフッ化水素の特許に関する技術障壁が高い」としつつ「日本は主要国家でのパテントファミリーも十分確保していると判断されており、他の国での生産も難しい」と診断した。

彼は「世界のフッ化水素の特許のうち、韓国のシェアは10%程度である。韓国が保有している特許技術を基盤に自主のR&D投資を確保したり、米国など海外の先頭企業との特許技術ライセンスを通じて、日本の技術を代替するのが効果的である」と分析した。

また、「特許戦略と技術開発事業の連携活用のために、技術開発特許 LAP コンサルティングを事前、過程、事後に適用しなければならない。政府出損研究機関など技術開発機関と政府技術・研究管理機関は、このような役割を遂行できる強力なシステムを整えるべきだ」と主張した。

これを後押しするためには、段階別対応システムの構築が求められる。弁理士などの専門家が課題の企画段階から研究範囲、技術完成度、需要成熟度、競争環境などの分析に参加しなければならない。研究遂行段階では、技術分析、性能実験、耐久性、レシピ、保護範囲などに対する諮問、対応が必要である。課題終了段階では、研究成果の分析、権利保護および設定諮問、請求項設定と PCT 出願戦略といった権利保護諮問が連携しなければならない。

特許劣勢の克服対策の構築

WIPS の専門委員は、日本の輸出規制品目のもう一つであるフォトレジストに関する日韓両国の特許競争力を分析した。分析結果によると、韓国に登録されている日本の関連特許は 4,028 件でシェアは 61% に上る一方、日本内の韓国出願登録件数は 468 件に過ぎない。

同専門委員は「素材自立化の過程で特許回避、紛争の発生可能性が高いため相当期間は対応に困難があるかもしれない。特許劣勢の状況を克服するためには代替輸入源の発掘、買収合併 (M&A)、優秀技術の特許権者の迎え入れなどの対応策を多角化し、ギャップを縮める必要がある」と述べた。

基調講演者の TOP ENGINEERING 常務は支社の特許紛争の対応事例を紹介し、中堅企業における特許戦略構築の必要性を強調した。

同常務は「2002 年にディスプレイ設備の国産化に成功したが、日本企業から数回、特許侵害警告状を受けた。当時は会社に特許専担組織や戦略が整えられていなかった。国内営業が萎縮し一部の海外事業を諦めることになった。当時の特許紛争が初期の会社の成長を阻害する要因となった」と特許の重要性を強調した。

そして「その後、特許専担組織、戦略構築などを強化して組織文化を変えた。2010 年ガラスカッティングシステムを国産化する時、日本企業から特許侵害警告を受けたが、事前に立てていたシナリオのとおり対応して紛争を解決した」と紹介した。

「事前に紛争の可能性を予想した結果に応じて、問題を解決することができた。経験によると、特許対応文化が定着するには 10 年以上がかかるため、長い期間をかけて投資して対応する必要がある」とアドバイスした。

イベントを共同主催した特許庁産業財産保護協力局長は「韓国企業の知財権紛争リスクが拡大しているのが、海外の事例で確認されている。権利保護に向けた企業の紛争対応能力を強化するために努力しなければならない」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、産業財産権紛争調停委員会の紛争解決の効果ありあり

電子新聞 (2019. 8. 19)

特許庁は、「産業財産権紛争調停委員会」が、訴訟の代わりに、新たな紛争解決方法として脚光を浴びていると8月19日に、明らかにした。

産業財産権紛争調停委員会の調停件数は、2013年まで年平均5件に過ぎなかったが、2016年47件、2017年57件、2018年53件と、著しく増加した。

また、調停成立率も2017年40%、2018年43%に及ぶなど、効果的な紛争解決終段として定着した。

1995年に産業財産権紛争調停委員会が設立された以来、商標97件(33%)、特許80件(27%)、デザイン45件(15%)、実用新案38件(13%)、職務発明25件(9%)、営業秘密7件(2%)など、292件の紛争を調停した。平均調停成立率も31%に及ぶ。

産業財産権紛争を訴訟で解決しようとする、と、相当な時間と費用が必要とされる。侵害紛争を経験した企業の平均訴訟費用は5,800万ウォン、特許侵害訴訟の処理期間は3審まで、平均40.2ヵ月が所要されると調査された。

当事者の経済的負担はもちろん、紛争による精神的な苦痛を考慮すると、産業財産権紛争を法的手続を通じて解決することは負担が大きい。

産業財産権紛争調停制度は、別途の申請費用が無く、2~3ヵ月で調停手続きが終了し、対応に衰弱な個人や中小企業に特に有用である。

各分野専門家40名を調停委員として委嘱し、両当事者の対話を通じて合理的な解決策を提示することで紛争も早期に解決している。

特許庁産業財産保護協力局長は、「訴訟より対話を通じて紛争を解決すると、皆がウィンウィンにできる」とし、「産業財産権紛争で苦勞しているのであれば、紛争調停制度の利用を積極的に勧める」と述べた。

3-2 特許庁、模倣品の摘発 2位は健康食品…1位は？

韓国特許庁 (2019. 8. 26)

秋夕をきっかけに「偽物 OUT、正品 OK」K-ブランド保護の説明会を開催

特許庁は8月28日午後1時30分、韓国知識財産センター（ソウル市駅三洞）で国民と特許庁の知的財産政策記者団などを対象に「K-ブランドの保護のための政策説明会」を開催することを明らかにした。

今回の説明会は「模倣品の流通実態と知的財産権の保護の重要性」、「本物を使うことによる正しい消費文化」に対する専門家の講義と本物・偽物の区別のための「偽物 OUT、本物 OK」の体験イベントを並行する。

最近5年間の模倣品の取り締まり現状（※）によると、マスクパックなど化粧品類が78万8,298点で1位となり、民族的祝祭日のプレゼントとして人気の健康食品が64万2,573点で2位だった。

※2015年～2019年7月の間、模倣品として敵発され、押収された物品は約917万5,000点、本物価額としては2,985億ウォンに達し、1,650人が刑事立件された。

インスタグラムやフェイスブックなど、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用した販売が増加し、オンラインモニタリングのシステムを利用した取り締まり（※）も2014年5,802件から2018年にはなんと6,406件に増えた。

※（2015年）6,091件→（2016年）6,256件→（2017年）6,347件→（2018年）6,406件

一方、今回の説明会には、特許庁と関税庁の政策記者と警察庁のブログ記者が参加し、取材記をソーシャル・ネットワーキング・サービスのサービスに掲載し、模倣品の根絶と被害予防のための広報を支援する計画である。

また、専門家の講義内容など、今回の説明会の主な内容は特許庁のユーチューブ放送「4時！特許庁です」を通じて広報する予定である。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、商標にもアイドルの風！

韓国特許庁（2019.8.16）

BTS、ブラックピンクなどの韓流スターの人気の影響

世界的に K-POP 熱風が吹き、「アイドル」関連の商標出願も同時に急増している。

特許庁によると、音楽芸能プロダクションが、「アイドル」ブランドを商標として出願し、芸能産業の事業権を確保しようとする動きが本格化している。SM、ビックヒット、JYP などの大型プロダクションを中心に所属アイドルグループの名称である EXO、BTS、Twice などのグループ名を名付けた商標出願が活発に行われている。

1999 年に、アイドル初で、S.E.S が出願されて以来、これまで（2019 年 6 月末基準）約 20 年間、音楽芸能プロダクションの商標出願件数は 4,794 件に達し、最近は、爆発的な増加の勢いを見せている。これらの会社のうち、SM が 2,314 件で全体の 48.3% を占め、最上位を占めた。続いて、ビックヒット（657 件）、FNC（465 件）、JELLYFISH（328 件）、YG（275 件）、JYP（147 件）などの順となった。

注目すべき点は、音楽芸能プロダクションが商標出願する分野は、過去には音楽、芸能業に限られたが、最近は、いわゆる「アイドルグッズ（※）」市場の活性化により、化粧品、衣類、アクセサリ、文具用品、食品などと、多様化しつつある点である。これは、アイドルグループの音楽的な成功は、多様な商品の販売まで繋がることを見せていることと解析できる。

※アイドルグッズ：エンターテインメント会社が、アイドルのイメージを活用して作るカップ、写真集、葉書、ペンライトなど、商品としての価値に併せ、アイドルおよびアイドルのファンを象徴する価値を同時に持つ。

特に、ビックヒットは、最近 2 年 6 ヶ月間、「BTS」、「Army」など、605 件を全業種に網羅して出願している。BTS(防弾少年団)の公式デビュー日が 2013 年 6 月 13 日であるが、

すでに2年前の2011年3月に「防弾少年団」を商標として出願し、登録を受けた。また、ファンクラブの名前である「Army」も、最近、登録を受け、商標の管理に相当な努力を注いでいるよううかがえる。

以前、SMの「少女時代」が一部商品に対してのみ、登録を受け、他の商品に関わり、商標を先取りした者と、数年間、商標紛争を経験したことを鑑みると、積極的な商標管理が目立つ。

特許庁商標デザイン審査局長は、「過去は、芸能人の名前などが人格的な権利としてのみ、見なされたが、今は、商標の出所を表すブランドとして、相当な財産的価値を持つ権利と、認識が変わった」としつつ、「アイドルブランドは、韓流熱風とともに、音楽、ファッション、動画など、文化コンテンツの輸出はもちろん、韓国の国家ブランドの力を引上げることに一助する」とし、「今後、芸能人や芸能プロダクションも、ブランドに一層、関心を持ち、商標権を確保、管理する努力が、より強化されると見込まれる」と予想した。

4-2 都市漁夫の人気で、釣り用品のデザインも増加

韓国特許庁 (2019. 8. 26)

仕事と生活の調和を重視する「ワーク・ライフ・バランス (Work & Balance)」文化の拡散、週52時間勤務制度の施行などで、趣味生活を楽しむ人が増えている。釣りは、2017年に行われたアンケート調査(注1)によると、趣味生活の選好度1位に選定され、2018年に発表された報告書(注2)においても、国内の釣り人口は800万人と推定されるなど、最近、国民的な関心が高まっている。特に、最近「都市漁夫」など、釣りをテーマにしたバラエティ番組が人気を集めており、今後、より多くの人々が釣りに興味を持ち、参加すると予想している。

特許庁によると、このような釣りへの熱気による様々な消費者の需要に応えるために、業界では毎年、釣り用品のデザイン出願を増やしているという。釣り用品の出願件数は、2015年には196件に過ぎなかったが、2018年には387件へと約2倍増加し、釣り用品のデザイン出願は毎年、着実に増加している。

デザインの特徴を見てみると、過去は釣り用重りなど、機能性を活かしたデザイン出願が多かった一方、最近ではルアー(注3)など、従来と美的に差別された様々な形のデザイン出願が増加している傾向である。これは釣り人口の増加と共に、様々な消費者の需要に応え、デザイン的な差別化により製品を販売しようという戦略と判断される。

さらに、従来は釣り用品の売上額の相当な部分を日本のブランドなど、輸入製品が占めていたが、最近では日本及び海外のデザイン出願が減少傾向である一方、国内のデザイン出願は持続的に増えている傾向であり、今後、国内の釣り用品の市場構造に影響を及ぼすと予想されている。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「国内の釣り人口の増加と釣りのバラエティ番組の人気などで、関連市場が成長することにより、国内の業者が消費者の好みに合わせた様々なデザインを出願している。これにより国内製品が輸入の釣り用品の需要を代替すると期待している」述べた。

一方、特許庁は釣り用品のデザインを出願する際に、新規性、容易創作性などを事前に考慮して出願すれば、登録の可能性を高めることができるとした。このため、従来に登録されたデザインを把握できる特許情報検索サービス(www.kipris.or.kr)を利用して、出願デザインと同一・類似のデザインが登録されていないかを、事前に検索していただくことを推奨している。

(注1) 世宗大学校観光産業研究所、コンシューマーインサイトにおいて、旅行をしながらやってみたい趣味生活についてアンケート調査を実施した結果、釣りが40%で、登山(30%)を抜いて1位となった。

(注2) 韓国海洋水産開発院で行われた釣り文化に関する報告書によると、国内の釣り人口は2010年に652万人を記録、2015年に677万人に増加、2016年には767万人に急増し、今年度は800万人を超えると予想されている。

(注3) 「ルアー」とは、金属類や木材、その他の合成素材による疑似餌のことであり、「ルアー釣り」とは、ルアーを用いた釣りを意味する。

4-3 デザイン権利保護はこうに!

韓国特許庁 (2019. 8. 29)

特許庁、ソウル・大邱・光州を巡回する「デザイン保護フォーラム」を開催

特許庁は大邱慶北デザインセンター、光州デザインセンター、金大中コンベンションセンターおよびソウル創造経済革新センターと共同で、8月29日から地域を巡回する「デザイン保護フォーラム」を開催すると発表した。

特許庁は各地域のデザインセンターおよび関連機関と協力し、2014年から毎年地域を巡回するデザイン保護フォーラムを開催している。フォーラムでは地域の中小・ベンチャー企業および初期起業者のデザイン権利の保護に対する認識向上とともに、デザイン権利化に関する重要情報を提供しており、地域企業からの関心が高まっている。

今年のデザイン保護フォーラムは、各地域のデザインセンターの需要および地域特化産業に関連する需要者に適合したテーマを選定して行われる。

特に、初のイベントである大邱慶北デザイン保護フォーラム（8月29日午後2時、大邱慶北デザインセンターで開催）は、地域デザインセンターの重点事業である「デザイン・ブランド開発支援事業」（※）と連携し、地域の参加企業の関心事をテーマに行われる。

※デザイン・ブランド開発支援事業：大邱に所在する中小企業の製品またはブランドデザインの開発支援による、製品の高付加価値化および商品認知度の向上などの競争力を強化

9月に開催予定の光州デザイン保護フォーラムは「2019 光州 ACE ペア（9月26日～9月29日）」（※）と連携して開催することで、両イベント間の相乗効果を高める方針である。

※ACE ペア (Asia Content&Entertainment Fair)：アジア総合文化コンテンツ博覧会

<地域別フォーラムテーマ>

- (1) 大邱・慶北（8月29日）：中小企業が見逃しやすいデザインと、ブランド開発戦略および保護方策
- (2) 光州（9月27日）：キャラクターデザインの権利化および海外保護戦略
- (3) ソウル（11月予定）：将来・初期起業者の成功に向けたデザイン保護対策の樹立方策

今回のイベントでは、デザイン開発および起業に対する生々しい実例とともに、デザイン創作者なら必ず知っておくべき効果的な産業別・物品別デザイン保護・管理戦略とデザインマップによる先行デザイン調査などが紹介される。特許庁はデザイン保護制度に関する多様な意見を現場で聴取し、デザイン権利化情報に関して参加者との質疑応答の時間も設ける。

今回のイベントにはデザイン権利保護に興味のある人なら誰でも参加でき、全参加者にデザイン出願および侵害対応方法を分かりやすく説明する「デザイン保護ガイドブック」を配布する。

特許庁商標デザイン審査局長は「今回の地域別デザイン保護フォーラムを通じて、能力のある地域の中小・ベンチャー企業などがデザイン権利化戦略を理解・活用できるいい機会になることを期待している」とし、「特許庁は今後もデザイン権利保護生態系を造成するために、地域の関連機関との協力を強化する予定である」と述べた。

その他一般

5-1 車両の全面ガラス、カーナビゲーションに進化する

韓国特許庁 (2019. 8. 23)

全面ガラスにカーナビゲーションの画面を拡張現実で具現する特許出願が増加

特許庁によると、車両のカーナビゲーションの画面を車両の全面ガラスに現実感があるように表示する、拡張現実カーナビゲーションに関連する特許出願が増加した。

拡張現実カーナビゲーション装置は、ヘッドアップディスプレイ (HUD: Head Up Display) (注1) または透明ディスプレイで、車両の全面ガラスに走行情報と外部の客體情報 (信号灯、他の車両の走行情報、周辺建物および地域情報など) を表示し、運転者の視野分散を抑制することで運転者が運転に集中できるようにする。

特許庁によると、車両の拡張現実のカーナビゲーション装置に関連した国内特許出願 (出願日基準) は、2009~2012年に14件が出願され、2013~2018年には113件が出願された。

過去10年間の出願人別動向を調べてみると、内国人出願が120件 (94%)、外国人出願は7件 (6%) であった。主な出願人としては、HYUNDAI AUTRONが26件 (20%) で最多となり、現代自動車23件 (18%)、THINKWARE15件 (12%)、LG電子12件 (9%) の順と、調査された。

拡張現実カーナビゲーション装置を、技術別に細かくみると、センサーとヘッドアップディスプレイ (HUD) を利用し、全面ガラスに拡張現実カーナビゲーション画面を投影する技術 (98件)、運転者の視線を検出・補正し、ホログラムまたは3D画面で情報を表示

するイメージ処理技術（28件）、拡張現実カーナビゲーション画面をディスプレイするために車両の全面ガラスに付着される透明ディスプレイ技術（25件）、拡張現実カーナビゲーション画面に外部の客体情報を表示するために外部客体との通信を実行するためのインターネット技術（14件）などが大半である。

特許庁加工システム審査課長は、「拡張現実カーナビゲーション技術は、センシング機能を含むHUD技術、透明ディスプレイ技術、5G通信を利用するモノのインターネット通信技術、イメージ処理技術などを含む融合技術として、これはコネクテッドカー、自律走行車両に提供される基礎技術に発展するものと予想されるため、関連技術の開発と共に知財権を早期に確保することが何より重要となる」強調した。

（注1）ヘッドアップディスプレイ（HUD：Head Up Display）は、車両の情報（現在の速度、カーナビゲーション、時間、外部温度、燃料量、進行方向など）を、車両内部の全面ガラスに照らし、運転者が見られるようにしてくれる装置である。ヘッドアップディスプレイは、TFT（Thin Film Transistor）投影装置が仮想グラフィックを作り出し、これを車両の全面ガラスにビームプロジェクターの原理を利用して投影させる機器である。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム